

# 京田辺市立大住中学校 いじめ防止基本方針

いじめを許さない学校づくりのために・・・



# 京田辺市立大住中学校「いじめ防止基本方針」

## < 目 次 >

はじめに『いじめ問題に対する基本的姿勢』（理念）	p 3
第1章 いじめ問題とは何か	p 4
1 いじめの定義	
2 いじめ問題に関する基本的認識	
第2章 いじめ未然防止のための取組	p 5
1 いじめ防止等の対策のための組織	
2 教職員による指導・取組	
3 生徒の主体的な取組	
第3章 いじめの早期発見のための取組	p 6
1 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う	
2 いじめアンケート及び教育相談の実施	
3 相談窓口の紹介	
第4章 いじめの問題に対する各対応	p 7
1 教職員の早期対応	
2 いじめ被害者への対応	
3 被害者の保護者への対応	
4 いじめ加害者への指導・措置	
5 加害者の保護者への対応	
6 いじめ観衆・傍観者への対応	
7 ネット上のいじめへの対応	
第5章 重大事態への対処	p 9
1 重大事態とは	
2 教育委員会又は市立小中学校による調査等	
3 学校を調査主体とした場合	
4 学校の設置者が調査主体の場合	

# いじめ防止基本方針（京田辺市立大住中学校）

## はじめに【「いじめ問題に対する基本的姿勢」（理念）】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させています。

また、「いじめは、どの子どもにも、どの学級、どの学校でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という認識のもと、一人一人を大切にす望ましい集団づくりなどのいじめを許さない学校づくりや、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるなどのいじめの未然防止に向けた教育活動を進めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握できるよう教職員一人一人の人権意識の高揚を図ることが大切であると考えます。

京田辺市立大住中学校では、大住中 PTA・生徒会が掲げる『いじめ絶対許さない 大住中スマイル化計画』をテーマに、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、全ての生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京田辺市立大住中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定します。

# 第1章 いじめ問題とは何か

## 1 いじめの定義

この法において「いじめ」とは、児童生徒に対して、◆当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う◆心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、◆当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条関係）

[具体的ないじめの態様]

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる（SNSを含む）
- ・ 軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、されたりする
- ・ PC、携帯電話、スマホ等の通信機器で、嫌な言葉を書き込まれたりする
- ・ PC、携帯電話、スマホ等の通信機器で、自分の写真を勝手に使われたり、イタズラされて周囲に配信されたりする
- ・ PC、携帯電話、スマホ等の通信機器で、「死ね」等の暴力的な言葉を言われたりする

## 2 いじめ問題に関する基本的認識

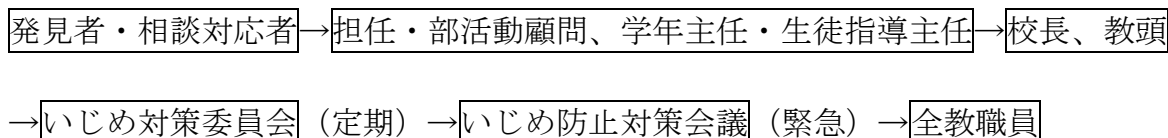
- ◆ いじめについては、「どの子どもにも、どの学級、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。
  - ◆ いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。
- (1) 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
  - (2) いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行う。
  - (3) いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
  - (4) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
  - (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

## 第2章 いじめ未然防止等のための取組

### 1 いじめ防止等の対策のための組織

一人一人の教職員は、小さなサインでも見逃さないという姿勢を持ち、自分が担任する学級・学年・部活動等であるかにかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに、いじめ対策委員会（兼 企画運営委員会）または、構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、第1指導部長、第2指導部長、第3指導部長、（養護教諭）に報告する。

※基本的な報告の流れ



#### (1) 構成メンバー

いじめ対策委員会（兼 企画運営委員会）・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、第1指導部長、第2指導部長、第3指導部長、（養護教諭）

いじめ防止対策会議・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭とし、必要に応じて関係教職員の参加や専門家等の助言を得る。

(2) 「いじめ対策委員会」（兼 企画運営委員会）は、毎月1回、職員会議までに期日を設定し、開催することを基本とする。いじめ事案の発生時には、早期に「いじめ防止対策会議」を緊急招集し、事態の収束まで随時開催する。

#### (3) 取組内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかどうかの判定
- ⑦ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- ⑨ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）

## 2 教職員による指導・取組

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- (2) 日常の教育活動を通じ、コミュニケーションを大切にし生徒の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- (3) 揺るぎない善悪判断の基準、頑固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- (4) 生徒の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- (5) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教員間の共通理解を図る。
- (6) 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- (7) 学校生活や教育活動において生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- (8) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

## 3 生徒の主体的な取組

生徒会によるスローガン「迅雷風烈～人生の新しい道に雷鳴が轟こうとも風が強く吹こうともレッツゴー大住！前に向かって～」の下、生徒全員が安心して学校生活を送ることができるようにする。

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (2) 地域の民生委員の方々と協力した、登校時の挨拶運動の実施

# 第3章 いじめの早期発見のための取組

## 1 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う

- (1) 教師は気づきの力を磨くとともに、日頃から、児童生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、生徒が発する危険信号を見逃さない。
- (2) 生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。（訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応する。）

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期発見するために、情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒の生活を対象としたアンケート調査 年2回（5月、10月）
- (2) 生徒周辺のいじめに関するアンケート調査 年2回（5月、10月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）

### 3 相談窓口の紹介

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口は下記の通りです。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・生徒指導主任、教育相談担当
- 地域からいじめ相談窓口・・・教頭
- 学校以外の相談先について
  - ・ 京田辺市教育委員会（教育相談）  
月曜～金曜 8:30～17:00 Tel0774-63-4488
  - ・ ヤングテレホン（京都府警察本部サポートセンターの相談窓口）  
24時間対応 Tel075-551-7500
  - ・ ふれあい・すこやかテレフォン（京都府総合教育センターの電話教育相談）  
24時間対応 Tel075-612-3268 または 3301 / Tel0773-43-0390
  - ・ 子どもの人権 110 番（いじめや、親からの虐待についても相談可）  
月曜～金曜 8:30～17:15 Tel0120-007-110
  - ・ ネットいじめ通報サイト（ネット上のいじめを解決するため、情報提供を目的とした通報サイト）[府教委 ネットいじめ通報サイト](#) で検索

## 第4章 いじめの問題に対する各対応

### 1 教職員の早期対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会をひらき、委員中心に、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- (3) 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- (4) 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- (5) 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- (6) 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- (7) いじめ事象が発覚した際には、個人情報取り扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

## 2 いじめ被害者への対応

本人との信頼関係を構築することが基本

- (1) 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。  
(心のケア、親身の対応、秘密厳守)
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- (3) 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善実に向け支援する。
- (4) 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

## 3 被害者の保護者への対応

- (1) 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- (2) いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- (3) 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- (4) 家庭との連絡を密にする。

## 4 いじめ加害者への指導・措置

- (1) 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- (2) 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- (3) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- (4) 真摯な反省や謝罪等により、いじめが解消するまでは一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- (5) 指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力等の検討をする必要がある。

## 5 加害者の保護者への対応

- (1) 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- (2) いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- (3) 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- (4) 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応をするように促す。



## 6 いじめ観衆・傍観者への対応

- (1) 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- (2) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- (3) 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- (4) いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- (5) 情報提供した生徒が、その後、情報元を特定されそのことを責められたり、次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

## 7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめは非常に複雑で解決まで時間を要する事が多いことから、ネット上のいじめの起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

# 第5章 重大事態への対処

## 1 重大事態とは

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企画した場合）
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手）

\* 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったとき」  
(法第28条第1項)

## 2 教育委員会又は市立小中学校による調査等

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。以下の場合には設置者において調査を実施する。

- (1) 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- (2) 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

### 3 学校を調査主体とした場合

- (1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京田辺市におけるいじめ防止等のための基本的な方針、学校の設置者の指導・助言に基づき以下のような対応に当たる。
- (2) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
  - ア 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
  - イ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織を」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。
- (3) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。
  - イ 因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。
  - ウ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施
  - ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
    - (ア) いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
    - (イ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
    - (ウ) いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。
  - イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合  
生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。
- (5) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

ア 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

ウ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

(6) 調査結果を学校の設置者に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(7) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

#### 4 学校の設置者が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。